

小児在宅医療を支えるための環境整備を求める意見書

医療的ケアを必要とする障害や慢性疾患を持った子どもたち、とりわけ在宅での医療的ケアを必要とする在宅ケア児を支える人材が不足しており、早期に予後の健全な発達を促す医療関係従事者を確保し、適切な支援を行うことが求められている。

さらに在宅ケア児は高齢者の在宅介護と異なり、介護保険のようなケアマネージャーやデイケアなども不十分であることから、家族の負担が大変大きくなっている。制度が現状に追いついていない状態であり、在宅ケア児とその家族が安心して社会的生活を営める在宅ケア体制の構築が求められている。

については、国におかれては、在宅ケア児に対する包括的な支援制度の確立と財源措置を講じられるよう、次の事項について強く求める。

- 1 小児在宅医療、介護の推進を図るため、訪問看護ステーションの充実に向けた人員確保や施設整備への支援及び診療報酬や介護報酬上の適切な措置を図ること。
- 2 在宅ケア児を受け入れることができるよう、放課後等デイサービス事業所などの通所事業所において、看護師の職員配置加算を行うこと。
- 3 在宅ケア児の保育や教育のニーズに応えるため、学校、保育所、幼稚園、認定こども園等への看護師等の配置や派遣、保育士や教員、学校等関係者への指導研修など、在宅ケア児の受け入れに必要な対策を拡充すること。
- 4 医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）など、短期入所の受け入れが円滑に行われるよう、短期入所サービスに係る報酬を充実させるとともに、医療機関が積極的に取り組むための必要な措置を講じること。
- 5 今後、在宅ケア児の増加に伴い、需要が見込まれる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など、医療関係従事者の養成確保対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎